

令和 8 年 9 月 1 1 日

課 名： 総務課

内 線： 8415、8416

直 通： 0944-77-8415

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者等：住所 大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 1 番 8 号
商号又は名称 株式会社 カナデビアエンジニアリング
- 2 指名停止の期間： 令和 8 年 9 月 1 1 日～令和 8 年 1 0 月 1 0 日（1 か月）
- 3 事実概要：
(株)カナデビアエンジニアリングは、大阪府内の工事において、建設業法第 1 5 条第 2 項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置したとして、近畿地方整備局長から令和 8 年 6 月 1 9 日付で、指示処分を受けた。
- 4 指名停止の理由：
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 1 に該当する。
従って、本件については、指名停止 1 か月とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 1 に該当】

番号	項 目	措 置 要 件	期 間
11	建設業法違反行為(一般工事に係るもの)	九州地域内において、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（市発注工事等に係るものを除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内